

次期総合計画特別委員会会議記録

次期総合計画特別委員会委員長 郷右近 浩

1 日時

平成30年9月13日（木曜日）

午後1時33分開会、午後2時7分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

郷右近浩委員長、高橋孝眞副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、関根敏伸委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、岩崎友一委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内よしひこ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、白澤勉委員、佐々木宣和委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、樋下正信委員

4 欠席委員

吉田敬子委員

5 事務局職員

千田事務局次長、村上議事調査課総括課長、安齊議事管理担当課長、柳原主任主査、金戸主任主査、小原主査

6 説明のために出席した者

政策地域部

白水政策地域部長、小野副部長兼政策推進室長、岩渕政策監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 調査

次期総合計画「長期ビジョン」（中間案）について

(2) その他

次回の委員会の開催について

9 議事の内容

○**郷右近浩委員長** ただいまから次期総合計画特別委員会を開会いたします。

なお、吉田敬子委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、調査を行います。次期総合計画長期ビジョン（中間案）について、執行部から説明願います。

○**白水政策地域部長** 本委員会では、次期総合計画関係といたしまして、大きく2点について御説明をさせていただきたいと思っております。

一つ目でございますけれども、次期総合計画の長期ビジョン（中間案）、それから二つ目でございますけれども、次期総合計画のアクションプランのうち政策プラン（素案）——これは、現在では仮称としておりますけれども——政策プラン（素案）について御説明をさせていただきます。

なお、次期総合計画につきましては、去る6月13日に開催されました6月県議会定例会提出予定議案等説明会の場におきまして、長期ビジョン（素案）について説明した後、ホームページを通じたパブリックコメントのほか、県内11カ所での地域説明会、知事と市町村長との意見交換会、また、各部局や広域振興局が所管する審議会や委員会などを通じて御意見をいただき、これらの意見等を踏まえた見直しを行いまして、中間案として公表させていただきましたものでございます。

それでは、詳細につきまして政策監の岩淵より説明を申し上げます。

○**岩淵政策推進室政策監** 私から、初めに長期ビジョン（中間案）につきまして、資料1と資料2により御説明させていただきます。

なお、本日は、改めまして長期ビジョンの全般について、資料1により御説明させていただいた後、資料2の本体により、素案から中間案における変更点等を中心に説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。下段になりますが、素案公表後に実施したパブリックコメントなどの実施状況をまとめております。

2ページをおめくりいただきまして、資料の上段に記載のとおり、長期ビジョンにつきましては、全体で8章による構成としているところでございます。

下段のはじめにはつきましては、計画の趣旨・役割、計画の期間、計画の構成などについて記しておりまして、県民の皆様を初め、多様な主体の方々と一緒に取り組みを進めていくためのビジョンとしても位置づけているものでございます。

次のページでございます。上段に復興計画との関係等について記しております。今後の県政推進に当たりましては、引き続き、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいくことが大きな柱となりますが、復興計画の計画期間が今年度までとなっております。このため、次期総合計画は、復興を今後も切れ目なく進めるとともに、震災からの復旧、復興の取り組みの中で、学び、培った経験を生かしたものとしていくため現行の復興計画を引き

継ぎ、これを含めて策定することとしております。

下段に参りまして、第1章の計画の理念でございます。1の時代的背景として、地方が主役となる時代に向け、地方の暮らしや仕事を起点とする政策の転換が必要であることや、幸福度に着目した研究や政策の活用が進展していることなど、また、2の岩手県における背景として、震災からの復興を進めるに当たって、幸福追求権を原則の一つとして取り組んできたことや、幸福を考える上で重要な要素である人や地域のつながりを大切にすることが本県の強みであることなどを記しております。

次のページでございます。世界各国、内閣府や自治体において、幸福や幸福度に着目した研究が進められている状況について参考としてまとめております。その背景でございますが、高度成長期に社会経済状況を示す指標として主に用いられてきました国内総生産(GDP)の伸びといった経済成長が必ずしも人々の幸福につながっていないとの指摘のもと、こうした経済指標にさらに加えて、物質的な豊かさだけでなくさまざまな要素にも着目していくことが必要であるという考え方で各種の研究が進められております。

幸福をめぐる研究や活用の動きを下段の資料にまとめております。既に三重県や福岡県、また、本県の滝沢市において、幸福をキーワードとした総合計画が策定されておりますほか、先日の特別委員会においても触れられておりました90を超える自治体が参加する住民の幸福実感向上を目指す幸せリーグといった動きなど、自治体の幸福度を高めていくような動きが進んでいるところでございます。

次のページでございます。計画の理念として、幸福を守り育てるための取り組みを推進していくこと、あらゆる主体が、それぞれ主体性を持ってみんなで行動していくこと、ソーシャル・インクルージョンの観点に立った取り組みを推進していくことを掲げております。さらに、社会が持続的に発展していくためには、自然環境やエネルギーを初め、幸福の基盤を次世代に引き継いでいくことが重要となることから、4として、幸福と持続可能性について記しております。

国連サミットで採択された誰一人として取り残さないといった持続可能な開発目標であるSDGsについては、本県の考え方と相通ずるものであり、持続可能性が今後の岩手の将来を考える上で重要なキーワードになると考えております。参考までに、このSDGsの17の開発目標を資料の下段に記しております。

次のページが、第2章の岩手は今でございます。いわゆる時代の潮流として、世界、日本、岩手、それぞれの変化と展望を記しております。

上段の世界の変化と展望については、自由貿易の拡大を背景としたアジアの新興国の成長を初めとした経済、社会のグローバル化の進展、IoT、AIなどの第4次産業革命の進展のほか、地球環境問題への対応、下段の日本の変化と展望につきましては、人口減少、少子高齢化の進行や、国や地方の役割、また、多発する大規模自然災害などについてまとめております。

次のページでございます。3の岩手の変化と展望につきましては、本県における人口減

少と東日本大震災津波からの復興について記しております。

上段の本県における人口減少につきましては、2040年に100万人程度の人口を維持し、人口の定常状態を目指すこととし、現在、平成27年に策定した岩手県ふるさと振興総合戦略に盛り込んだ取り組みを推進しているところでございます。

下段が震災からの復興についてのこれまでの取り組みでございます。被災者の幸福追求権を保障すること、また、犠牲者のふるさとへの思いを継承することを二つの原則として、これまで復興に取り組んできたことや、引き続き、三陸のより良い復興の実現に向けた取り組みを進めていることなどを記しております。

次のページに、本県と強み、チャンス、弱み、リスクについて政策分野ごとにまとめております。なお、この政策分野につきましては、資料下段に記載のとおり、「岩手県の幸福に関する指標」研究会の報告書が示しました多くの方々幸福を実感する仕事、収入から自然環境までの12の領域をもとに設定したものであり、今般の中間案におきましては、従前、この分野については、8プラス1の九つの分野で整理していたものに、新たに、10として、参画の分野を加えております。この点につきましては、後ほど御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、第3章の基本目標でございます。これまで御説明いたしました理念や現状認識等を踏まえ、基本目標を、東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いの幸福を守り育てる希望郷いわてとしていただいております。その考え方として、次期総合計画は、東日本大震災津波からの復旧、復興の取り組みの中で、学び、培った経験を生かし県政全般に広げていくこと、幸福を守り育てる岩手を実現することが、全ての県民が希望を持つことのできる希望郷いわてになることなどを記しております。

資料の下段からが、第4章の復興推進の基本方向となります。復興推進につきましては、これまでの二つの原則や目指す姿を引き継ぐこととした上で、ページをおめくりいただきまして、参画、交流、連携の三つの視点を掲げ、また、従前の安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の三つに、未来のための伝承・発信を新たに加えた、より良い復興～4本の柱～として取り組んでいくこととしております。

資料下段の一つ目の柱、安全の確保、次のページに暮らしの再建となりわいの再生、ページをおめくりいただきまして、上段に、未来のための伝承・発信の取り組みについてまとめております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。第5章の政策推進の基本方向でございます。指標研究会が示しました幸福に関する12の領域をもとに10の分野を政策体系としており、下段の(1)の健康・余暇については、健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手に向けて、五つの政策を展開していくこととしております。

次のページ以降、ページをおめくりいただきながら、10の参画まで、同様の構成となっ

ております。

ページをおめくりいただきまして、右下に35番と記しているページでございます。第6章の新しい時代を切り拓くプロジェクトでございます。より長期的な視点に立って、新しい時代を切り拓いていくプロジェクトとして、1のILCプロジェクトから次のページの下段、11の人交密度向上プロジェクトまで、11のプロジェクトを推進していくこととしております。

さらにページをおめくりいただき、第7章の地域振興の展開方向につきましては、本県の4広域振興圏の取り組み方向や、県北・沿岸振興などの基本的な考え方を示すものであります。

資料下段に、4広域振興圏ごとの目指す姿をまとめております。

次のページでございます。第8章の行政経営の基本姿勢につきましては、県における今後の行政経営に関する基本的な考え方を示すものであり、地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進を初めとした4本の柱に基づく取り組みを進めていくこととしております。

引き続き、長期ビジョンの素案から中間案に至る変更点について、厚い冊子になりますが、資料2により説明させていただきます。

初めに、恐縮でございますが14ページをお開きいただきます。第2章の変更点は上から4行目からになりますが、素案段階におきましては、世界で活躍するスポーツの例示として、野球を初めとした競技名を例示しておりましたけれども、先般のアジア大会を含め、岩手県出身者が幅広い競技で活躍していることなどから、競技名の例示は省略したところでございます。

そのほか、詳細な説明は省略させていただきますが、強み、弱みの両方に同じような内容が盛り込まれているといった部分の整理などを含め、パブリックコメントや審議会等における意見を踏まえ、第2章について計9カ所の見直しを行っております。

次に、23ページの基本目標でございます。囲み部分の基本目標について、3行目の幸福を守り育てる希望郷いわての前に、新たに、お互いを加えまして、県民が相互に支え合いながら幸福を守り育てる趣旨を明確になるようにしたところでございます。また、基本目標の考え方ですが、素案段階でお示した内容をさらに具体化しております。

具体的には、23ページ上段にポツの三つの記載を新たに追加いたしまして、復興の取り組みの中で、学び、培った経験を具体的に示しますとともに、下段では、同じく、今後の復興の取り組みの考え方をまとめたところでございます。

さらに、24ページの上段におきましては、幸福を守り育てるための今般の計画における政策体系の考え方などを新たに追加しております。

次に、25ページでございます。復興推進の基本方向になりますが、復興の取組の原則につきましては、今回の中間案において新たに具体的に記した部分であり、また、27ページに移りまして、中段以降の復興の推進に当たって重視する視点として、参画、交流、連携、この三つの視点を新たに盛り込んだところでございます。

また、28ページからになります。より良い復興～4本の柱～と取組方向について、素案段階では箇条書きだった内容を、文章形式として33ページまでの間に具体化したところがございます。

恐縮でございますが35ページの第5章、政策推進の基本方向でございます。第5章につきましても第4章と同様、素案段階では箇条書きだった部分を文章形式として取組み方向を具体化したところであり、また、各政策項目の整理統合や、表現の見直しなどを行ったところがございます。

38ページでございます。今回の中間案におきまして、新たに、各分野に、みんなで取組みたいこととして、多様な主体に期待する取組みを新たに盛り込んだところがございます。

次に、少し飛んで68ページをお開きください。先ほど、若干触れさせていただきましたが、素案におきましては、御案内のとおり、幸福に関する健康・余暇から自然環境までの八つの分野に、社会基盤を加えた九つの分野としたところがございますが、この点に関しまして、社会基盤に盛り込まれている内容が、男女共同参画を含めて多岐にわたっていましたことから、中間案におきましては、新たに10番目の分野として、参画という分野を設定したところがございます。

70ページでございます。新しい時代を切り拓くプロジェクトにつきましては、素案段階では考え方のみを示しておりましたが、この中間案におきましては、I L Cプロジェクト、それから2番ですが、自動車、半導体産業を中心とした産業集積を生かした北上川バレープロジェクトを初め、75ページまでに長期的に取り組む11のプロジェクトを新たに具体的に盛り込んだところがございます。

76ページからが地域振興の展開方向となりますが、77ページでございます。上段に、県央広域振興圏の目指す姿を新たに盛り込んでおりまして、同様に、81ページの県南広域振興圏、86ページの沿岸広域振興圏、90ページの県北広域振興圏それぞれに4広域振興圏の目指す姿を具体的に盛り込んでおります。

96ページからが、第8章、行政経営の基本姿勢となります。

97ページ以降に今後の行政経営を進める上での4本の柱について、それぞれ新たに具体的な取組み方向を盛り込んだところがございます。

以上が、長期ビジョン（中間案）の内容でございます。

次に、資料3及び資料4によりまして、政策プランの素案について御説明申し上げます。

資料3をごらんいただきたいと思います。長期ビジョンに基づくアクションプランにつきましては、復興プラン、政策プラン、地域プラン及び行政経営プランの四つのプランで構成し、マニフェストサイクルに対応した4年間の計画期間として策定することとしております。なお、この後、11月に、四つのプランを中間案としてそろえて皆様にお示しする予定としておりますが、このうち、政策プランにつきましては、去る9月11日の総合計画審議会に素案としてお示したところであり、今般、長期ビジョン（中間案）とあわせて御

説明させていただくものでございます。

次のページでございます。政策プラン（仮称）の構成ですが、大きく各政策分野の客観的指標、県が取り組む具体的な推進方策、4年間の工程表、県以外の主体に期待される行動で構成することとして検討を進めております。なお、このうち、4年間の工程表につきましては、現在、各部局において、来年度の予算編成方針とあわせて検討を進めており、素案においては記載を省略しております。

資料の下段から指標の考え方について整理しております。「岩手県の幸福に関する指標」研究会の報告書における指標に関しましては、幸福に関する領域ごとに、県民の方々がどの程度幸福を実感しているかといった主観的指標、それから、その領域ごとに、完全失業率を初めとした統計データに基づく客観的指標に区分されております。あわせて、主観的指標につきましては、短期的な数値の変動に着目するものではなく、また、目標値を設定して管理すべき性質のものではないといった取りまとめが行われているところでございます。

次のページの上段でございます。こうした考え方を踏まえまして、主観的指標につきましては、県の施策に関する県民意識調査を通じて、毎年度、県民の方々がどの程度幸福を実感しているかといった状況を把握していくこととし、一方で、政策プラン（仮称）には、統計データなどに基づく客観的な指標を掲げ、政策評価で進捗管理を行っていくこととして検討を進めております。

下段からが総合計画における政策体系を整理しております。まず、長期ビジョン（中間案）におきましては、基本目標に掲げる幸福のもと、これに関連する10の政策分野と政策項目を体系立てております。

次のページ、上段になりますが、その上で、政策プラン（仮称）におきましては、さらに各分野に統計データなどに基づく客観的指標、例えば、健康・余暇の分野であれば、健康寿命や脳血管疾患等で亡くなられる方の数、余暇時間を初めとした指標を掲げ、その達成に向けて具体的な推進方策に盛り込んだ取り組みを進めていくという体系になっているものでございます。

同様に、ページをおめくりいただきまして、右下に13とある仕事・収入につきましては、1人当たり県民所得や正社員の有効求人倍率、農林水産業の輸出額などの指標を掲げていく方向で検討を進めているものでございます。

資料4をごらんいただきたいと思います。厚くなりますが、政策プラン（仮称）（素案）の本体でございます。

次の目次のページをめくっていただきまして、健康・余暇の分野、1ページでございます。先ほどの資料と同様に、中段に指標項目、下段から次のページに、各政策項目と、アクションプランに盛り込んでおります県が取り組む具体的な推進方策の柱立てを記しております。

その上で、3ページをお開きください。3ページに基本方向、現状と課題、県が取り組

む具体的な推進方策、めくっていただきまして、下段になりますが、県以外の主体に期待される行動を記しており、以下、同様の構成となっております。なお、今般の素案におきましては、分野に掲げる指標項目のみを記しておりますが、11月までに目標数値を具体化していくとともに、あわせて、工程表の具体化を進めていくこととしております。

恐縮でございますが、政策プラン（仮称）の個々の内容についての説明は省略させていただきます。

最後に、今後のスケジュールでございます。長期ビジョンの中間案また政策プラン（仮称）の素案につきましても、この特別委員会における御意見を踏まえまるとともに、さらに、パブリックコメントや地域説明会を実施して広く御意見を伺い、長期ビジョンにつきましても、11月に案として取りまとめ、条例の規定に基づき12月議会で報告するとともに、政策プランにつきましても、復興、地域、行政経営の各プランを含め、中間案として11月にお示ししたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対する質疑は次回の委員会で行うこととなりますが、説明の内容について何か御不明な点、確認等がございましたら、皆様のほうからお願いいたします。

○斉藤信委員 きょうは質疑がないということなので、私は用語の意味、使い方についてお聞きします。

長期ビジョン（中間案）の7ページの地球環境問題への対応というところで、世界人口増加により、資源、エネルギーの需要が急増となっておりますが、これは食料も入れたほうがいいのではないかということです。

それと、9ページのところで、これは価値観の変化のところ、近年、人口減少、少子高齢化などを背景に、多様な働き方が可能になると。多様な働き方という表現が随所に出てくるのです。この多様な働き方というのは、政府はどのような形で使っているかという、非正規雇用拡大の手法なのです。私はこの用語の使い方はもっと正確にすべきだと。

この間、一番新しい就業構造基本調査で、非正規雇用は初めて4割になったのです。今、労働者の困難の一番の原因がこれです。実質賃金が上がらない、そういう問題の根本はここにあるので、私はこの多様な働き方という——国民が求めているのは安定した働き方なのです。安定した雇用なのです。多様な働き方という、一部には短時間勤務とかいろんな要望もあるけれども、安易にこの多様な働き方という用語を用いることは、私はもっと吟味すべきではないのかと思います。

それと、11ページのところで、①の健康・余暇分野、岩手県の病院勤務医師数は、平成22年以降、増加が続いていますと書いていますが、調べたら若干増加をしていましたが、とりたてて書くほどふえてはいないのだと。後のところで、医師不足、地域偏在、そして特定診療科の医師不足と言われていきますから、そういうバランスを考えると、ふえているという表現はもっと正確にする必要があるのではないかと。

かかわって、12ページの弱み、リスクなのですけれども、医療資源の不足と書いているのです。これはもっと正確に医師、看護師等とかというふうに、曖昧に医療資源としないで、本当に今切実な課題になっている医師そして看護師不足というのを私ははっきり書くべきではないか、それは県政の重要課題だと。

13ページに行きまして……

○郷右近浩委員長 齊藤信委員に申し上げます。世話人会の申し合わせにより、本日の委員会における執行部からの説明に対する質疑、意見開陳等は、次回の委員会で行うこととされておりまして……

○齊藤信委員（続） いやいや、討論しようと思っているのではないのです。用語の意味……

○郷右近浩委員長 済みません、まだ終わっていません。質問については、用語の意味等の確認程度にとどめていただくようお願いいたします。

○齊藤信委員（続） 用語の意味というのはその文章の意味にもかかわるので。では、余りたくさんやりません。やればもう延々といくのでやりませんが、13ページで、分娩リスクに応じた周産期医療提供体制が構築されていると。これは、私、現実は違うと思うのです。産婦人科医師の縮小で、今、四つのいわば周産期医療圏に縮小されているのが実態なので、構築されているというのではなくて、やむなくそうなっているということと、医療的ケア児、発達障がい児などへの支援が充実していますというのも、実態から見たらそうではないと思います。だからちょっと一つ一つ——あと個別の問題で一番大事なことを言いますが、10の政策課題を出されて最初に健康・余暇と出ていますね。私は健康・余暇が一番最初でいいのかという気はしますけれども、二つの問題があります。一つは、健康と言ったときに岩手県の保健医療計画があるのではないかと、健康21プランがあるのではないかと。そこで、もっと具体的にこの計画が示されているのに、何でまたここで展開されなければならないのか。

もう一つは、健康・余暇と言ったときに、一番の問題は、特に余暇の問題はそうなのですが、岩手県は長時間労働で、低賃金で余暇の余裕がないと、私はそういう根本問題にメスを入れた説明をしなければ課題が鮮明にならないのではないかと。

○郷右近浩委員長 重ねますか。

○齊藤信委員（続） 第一部。

○郷右近浩委員長 ただいま齊藤委員のほうから確認等の発言がありましたが、この件につきましても後日にきちんと詳細を。

○齊藤信委員（続） 少しやったらいいんじゃないか。

○郷右近浩委員長 世話人会の申し合わせで、きょうは質疑の時間をとっているわけではありませぬので、そうした部分を御了承いただきたいとします。

ほかにありませんか。

○福井せいじ委員 確認したいのですけれども、アクションプランには、指標項目それか

ら政策項目、具体的推進方策とありますが、考え方としては、指標項目を達成するために政策項目があって、その政策項目を推進するために方策があると考えてよろしいのですか。

○**岩渕政策推進室政策監** 政策の柱立てにつきましては、長期ビジョン（中間案）の中でも柱立てをしております。アクションプランにつきましては、御説明したとおり、項目分野ごとに指標を掲げまして具体的推進方策を盛り込んでおりますので、結果、委員の御指摘のとおりになります。政策項目ごとに県が取り組む具体的推進方策を推進することによって、個々の指標項目、分野ごとの指標項目を高めていきたいという体系になっております。

○**郷右近浩委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかにないようですので、これをもって執行部からの説明を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、次回の委員会の開催についてであります。9月28日金曜日、午前10時から、本日の執行部説明に対する質疑を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、世話人会の申し合わせにより、次回の委員会において質疑を予定している委員は、質疑要旨を9月27日木曜日、正午までに事務局へ提出願います。

次にその他、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。